郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九条第一項第三号の総務省令で定める小包郵便物に相当するもの等を定める省令

（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九条第一項第三号の総務省令で定める小包郵便物に相当するもの）

第一条　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「法」という。）附則第十九条第一項第三号の小包郵便物に相当するものとして総務省令で定めるものは、信書（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第二項に規定する信書をいう。）以外の物（その物に添付する無封の添え状又は送り状を含む。）を内容とするものであって、郵便法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第三十三号）による改正前の郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）第二条に定める大きさ及び重量の最大限及び最小限の制限の範囲内のものとする。

（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三号の総務省令で定める郵便保険会社の事務の代行）

第二条　郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第二百二号）附則第二条第三号の総務省令で定める郵便保険会社の事務の代行は、郵便保険会社が引受けを行う生命保険契約に係る保険料の受入れ、保険金及び年金の支払、貸付金の支払及び弁済並びに契約者配当金の支払に関する事務の代行とする。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百九十二号

日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）第一条第一項及び第二条第一項の規定に基づき、国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年七月三十日

総務大臣　川端　達夫

（簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務のうち国民生活に定着しているもの）

第一条　関連銀行（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する関連銀行をいう。）が郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）である場合にあっては、日本郵便株式会社法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一項に規定する国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものは、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　規則第一条第一項第一号に規定する流動性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れ

郵便貯金銀行が郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「改正法」という。）の施行の日において受入れの業務を行っていた通常貯金又はこれに相当するものの受入れ

二　規則第一条第一項第二号に規定する定期性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れ

郵便貯金銀行が改正法の施行の日において受入れの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの受入れ

イ　定額貯金（自動積立定額貯金、財産形成定額貯金、財産形成年金定額貯金及び財産形成住宅定額貯金を除く。）

ロ　定期貯金（自動積立定期貯金、満期一括受取型定期貯金、ゆうちょ年金定期及びニュー福祉定期貯金を除く。）

三　規則第一条第一項第三号に規定する為替取引のうち簡易な送金及び債権債務の決済の手段であるもの　次に掲げるもの

イ　為替（受け入れた為替金の額を表示する証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、証書の持参人）に証書と引換えに為替金を払い渡すものをいう。）

ロ　払込み（預金者又は預金者でない者の払い込む金額を口座に受け入れるものをいう。）

ハ　振替（預金者の口座から当該預金者の指定する他の口座へ預り金の振替をするものをいう。）（簡易に利用できる生命保険の役務のうち国民生活に定着しているもの）

第二条　関連保険会社（法第二条第三項に規定する関連保険会社をいう。）が郵便保険会社（郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）である場合にあっては、規則第二条第一項に規定する国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものは、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　規則第二条第一項第一号に規定する終身保険のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集　郵便保険会社が改正法の施行の日において引受けの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの保険契約に係る保険募集

イ　普通終身保険

ロ　特別終身保険

二　規則第二条第一項第二号に規定する養老保険のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集　郵便保険会社が改正法の施行の日において引受けの業務を行っていた次に掲げるもの又はこれらに相当するものの保険契約に係る保険募集

イ　普通養老保険

ロ　特別養老保険

三　規則第二条第一項第三号に規定する保険金の支払の請求の受理　次に掲げるものの支払の請求の受理

イ　満期保険金

ロ　生存保険金

○財務省告示第二百五十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年七月三十日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	三億八千五百七十八万円	三億八千五百十九万三千六百二十円
〃	第二回	九千二百九万円	九千百九十八万六千八百六十二円
〃	第三回	一億五千九百一万円	一億五千八百八十一万九千百八十八円
〃	第四回	一億九百六十一万円	一億九百五十一万三千五百四十四円
〃	第五回	一億六千百三十九万円	一億六千百二十三万五千六十八円
〃	第六回	六千四百七十八万円	六千四百七十一万二千六百三十円
〃	第七回	二億九千七百五十九万円	二億五千七百九万三千四百五十三円
〃	第八回	四億六十六万円	三億九千九百九十五万四千八百五十円
〃	第九回	一億八千百八十五万円	一億八千百四十五万七千二百六円